



# 電子申請拡充のお知らせ



(1),(2)に引き続き、(3),(4)の各種手続きについて令和6年4月1日より電子申請を開始します。

(1) 工事事業者の指定・更新・廃止申請

(2) 給水装置・排水設備の市道道路占用申請

## (3) 各種届出の受付・処理業務

①給水装置（代表者・管理人）選定届出書

②排水設備管理人選定届出書

③受水槽撤去届出書

## (4) 給排水工事に係る申請・審査・検査業務

①各種事前協議の受付

※「共同住宅の各戸検針及び各戸徴収に係る事前協議」については、現場調査を伴うため、申請受付をすることができません。

②完成図提出の受付

※新様式(R4.7.1～)の図面でなければ、申請受付をすることができません。

※一筆など原本が必須な場合は、申請受付をすることができません。

### メリット

- 24時間申請可
- 手続スムーズ
- 進捗状況が分かる
- 修正が簡単
- 移動コスト節減
- 待ち時間ゼロ

NEW!

NEW!

### 申請方法

手順1 パソコン又はスマートフォンで、鹿児島県電子申請共同運営システム(e申請)にて、利用者登録。

手順2 水道局ホームページから、電子申請したい手続きを選択。登録したID・パスワードでログイン後、必要事項を入力し、必要書類を添付。

手順3 申請内容を確認し、送信。

### ※注意事項※

- ・e申請内で、事前に利用者登録が必要です。ID・パスワードの管理をお願いします。
- ・必要事項や書類の提出漏れ、誤りがある場合は受理されませんので、ご注意ください。
- ・送信完了後、利用者登録したメールアドレスへ自動返信メールが送信されます。届かない場合は、再度ご確認ください。
- ・ご利用環境やメンテナンス等によって、ご利用にならない場合があります。
- ・電子申請は、365日24時間申請・届出が可能です。

#### ■ 利用者登録(e申請)

鹿児島県e申請



#### ■ 申請窓口(水道局HP)

鹿児島市水道局 電子申請



#### ■ お問い合わせ先

(3) に関するお問い合わせ

管理指導係：TEL 099-213-8521

(4) に関するお問い合わせ

南北審査係：TEL 099-213-8523 (南部)

TEL 099-213-8524 (北部)